

相模原市いじめ防止基本方針

平成26年3月

相模原市・相模原市教育委員会

(平成30年2月最終改定)

目次

はじめに	P 1
第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P 2
1 策定の目的	P 2
2 用語の定義	P 2
3 いじめの防止等のための対策の基本理念	P 3
第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	P 4
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	P 4
(1) 組織の設置等	P 4
(2) いじめの防止等のための基本施策	P 4
関係機関等との連携 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり	
いじめの早期発見のための措置 教職員等の資質の向上及び人材の確保	
インターネット上のいじめに対処する体制の整備 啓発活動の推進	
財政上の措置等 いじめの防止等のための対策の調査研究等	
2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	P 7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	P 7
(2) いじめの防止等に取り組む組織	P 7
(3) いじめの未然防止	P 8
(4) いじめの早期発見	P 9
(5) いじめへの対処	P 9
3 市立小中学校に係る重大事態への対処	P 10
(1) 教育委員会又は市立小中学校による調査等	P 10
(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	P 11
4 学校設置会社が設置する学校に係る重大事態への対処	P 12
重大事態の報告を受けた市長の再調査等	P 12
第 3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項	P 12
市基本方針の取組の検証・見直し	P 12

はじめに

子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

本市では平成25年2月に相模原市立小中学校PTA連絡協議会との共催による「いじめ根絶 市民集会」を開催し、家庭、学校、地域、関係機関が参加して、いじめ根絶アピールを決議しました。

この決議をもとにして、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童等をきめ細かく見守る体制の整備等、社会全体で子どもを守るという強い決意を込めて、「相模原市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を進めてきました。

この方針の策定から3年が経過したことから、本市における児童等の実態、社会情勢の変化、「相模原市子どもの権利条例」(平成27年相模原市条例第19号)の制定、また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定されたことなどを踏まえ、市が、家庭、学校、地域、関係機関と一層の連携を図り、人権教育をより推進していくことや、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「相模原市いじめ防止基本方針」を改定するものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 策定の目的

本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を推進し、児童等の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市及び関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条及び「相模原市いじめの防止等に関する条例」(平成26年相模原市条例第2号)第10条の規定に基づき、いじめの防止等の基本的な方針を示すものとして、「相模原市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を定める。なお、市基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌するとともに、「相模原市人権施策推進指針」「相模原市子どもの権利条例」など、本市の実情を踏まえたものとした。

2 用語の定義

- (1)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)「市」とは、市長部局及び教育委員会をいう。
- (3)「学校」とは、市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (4)「学校設置会社」とは、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。
- (5)「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6)「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- (7)「関係機関」とは、いじめの防止等に関係する市以外の行政機関をいう。

3 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめの防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

人権教育を推進し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、単に理解にとどまることなく態度や行動に現れるようになることを目指す。

いじめは、全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

児童等が、「自らの力で思いやりのある、人との絆をつくることができたという実感」を持てるよう、児童等の自主的・自発的な活動を支援する。

いじめは、決して許されないことである。しかし、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身及びその成長に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 組織の設置等

市は、次の組織の設置等により、実効的にいじめの防止等のための対策を行う。

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題の対策に係る協議会機能を整備する。

いじめの防止等のための対策を実効的に行うための附属機関(子どものいじめに関する審議会)を設置する。

- ・ 委員構成(12人以内)

学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民、関係行政機関及び関係法人職員、市立学校の校長の代表
法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議する附属機関(子どものいじめに関する調査委員会)を設置する。

- ・ 委員構成(5人以内)

医師、学識経験のある者、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者

(2) いじめの防止等のための基本施策

市は、次の8つの基本施策に基づき、いじめの防止等のための対策を行う。

関係機関等との連携

- ・ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。
- ・ 学校、教職員及び保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめの防止等のための対策に係る連携の強化及び保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への支援を行う。

- ・ 市内に所在する県立学校並びに学校法人及び学校設置会社に対し、法及び市基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について必要な情報提供及び学校相互間の連携協力の要請を行う。
- ・ いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講ずるよう要請する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において、必要な情報の共有化を図り、児童等、保護者及び学校に対する支援の幅を広げる。
- ・ 生徒指導研修講座等において、学校及び関係機関との連携による組織的な対応について研修を実施する。

家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ・ 家庭、学校及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- ・ 地域における行事及び活動並びに団体及びサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。
- ・ 毎年 5 月及び 11 月をいじめ防止強化月間と定め、児童等をいじめから守り、家庭、学校、地域及び関係機関と連携していじめの防止等の取組を推進する。

いじめの早期発見のための措置

- ・ より多くの大人が児童等の悩み及び相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- ・ 市立小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。
- ・ 市立小中学校にいじめの月間報告を求めるとともに、児童等の苦痛の累積等を把握するための調査を行い、児童等の状況を把握し、助言を行うなど支援体制を強化する。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、必要な情報提供及び研修を実施する。
- ・ 「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、児童等一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援がなされるよう、市立小中学校に必要な指導、助言又は援助を行う。
- ・ 外国につながりがある児童等並びに性同一性障害及び性的指向・性自認

について、教職員への正しい理解を促進し、いじめの未然防止及び早期発見に向けた適切な対応が図られるよう周知する。

- ・ 東日本大震災等により被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援が行われるよう、市立小中学校において必要な対応について周知する。

教職員等の資質の向上及び人材の確保

- ・ 児童等の気持ちを受け止めることができる関係を大切にした支援及び体制づくりを推進するための教職員等の研修を実施する。
- ・ 福祉的視点の啓発を目的としたスクールソーシャルワーカーによる教職員等の研修を実施する。
- ・ 児童・生徒指導に係る職員体制の整備、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。

インターネット上のいじめに対処する体制の整備

- ・ 児童等がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを監視する取組の強化等、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

啓発活動の推進

- ・ 子どもの人権を尊重したまちづくり及びいじめを根絶する取組が進むよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ・ 家庭がいじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、速やかに学校若しくは関係機関へ相談等を行い支援を求めるよう周知する。
- ・ 「いじめ防止フォーラム」を開催し、いじめの防止等に係る各学校の取組の発表内容及び児童等の意見交換の様子を共有することで、各学校での取組の中核となるリーダーである児童等の意識をより高め、各学校におけるいじめの防止等の取組の推進を図るとともに、その様子を見聞きした学校関係者、地域住民、保護者、関係機関等が、それぞれの立場でのいじめの防止等の取組について考え、一層の推進を図る機会とする。

財政上の措置等

- ・ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

いじめの防止等のための対策の調査研究等

- ・ いじめの防止等のための必要な事項及びその対策の実施状況について、調査研究及び検証を行うとともに公表するものとする。

2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立小中学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、基本方針に基づいた、いじめの防止等のための対策を行う。

- ・ 市基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する(法第13条)。
- ・ 学校基本方針は、「相模原市いじめの防止等に関する条例」、「相模原市子どもの権利条例」及び「相模原市人権施策推進指針」を踏まえ、いじめの防止等の基本的な方向、取組の内容等について定める。
- ・ 学校基本方針を策定するに当たっては、教職員はもとより、家庭及び地域との連携を盛り込んだ学校基本方針にするとともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、全ての教育活動を通じて、児童等が主体的に参加・活躍できる学校づくりを基本とする。
- ・ 学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者及び地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめの防止等に取り組む組織

市立小中学校は、次の組織の設置等により、実効的にいじめの防止等のための対策を行う。

- ・ 教職員、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する(法第22条)。

- ・ 当該組織は、全教職員でいじめの防止等のための対策の共通理解を図り、学校全体で情報を共有し、いじめの防止等の中核となる役割を担う。
- ・ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・ 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を行う。

(3) いじめの未然防止

教育委員会及び市立小中学校は、実効的にいじめの未然防止のための対策を行う。

- ・ 全ての教育活動を通じて、児童等が自ら問題解決できる能力を育み、安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。
- ・ 児童等一人ひとりを大切にした指導及び人間関係を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動及び受容的な雰囲気と規律を大切にした集団づくりを目指す。
- ・ 児童等の人権感覚、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・ 児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、必要な情報提供、研修等を実施し、いじめの未然防止に努める。
- ・ 外国につながりがある児童等並びに性同一性障害及び性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、いじめの未然防止に努める。
- ・ 東日本大震災等により被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行い、いじめの未然防止に努める。
- ・ 児童等が「自らの力でお互いに思いやりのある、人との絆をつくることのできたという実感」を持てるような児童等の自主的・自発的な活動を支援する。
- ・ 児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ・ 教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支

援する。

- ・ 家庭及び地域との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組を推進する。

(4) いじめの早期発見

教育委員会及び市立小中学校は、実効的にいじめの早期発見のための対策を行う。

- ・ 日常的に児童等の様子及び行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ・ いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等との面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずる。
- ・ 市立小中学校は教育委員会へいじめの月間報告を行うとともに、児童等の苦痛の累積等を把握するための調査を行い、いじめの早期発見に向けた児童等の状況の把握に努める。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童等について、教職員が個々の障害の特性への理解を深めるとともに、「発達障害のある子どもの理解と支援の手引き」に基づき、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ・ 外国につながりがある児童等並びに性同一性障害及び性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進するとともに、組織的に情報を共有し早期発見、早期対応に努める。
- ・ 東日本大震災等により被災した児童等について、当該児童等が受けた心身への影響を十分に理解し、組織的に情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。
- ・ インターネットを利用したいじめがあることを理解し、表面的・形式的な判断にならないよう留意する。
- ・ いじめられていても、本人が否定する場合があることを踏まえ、児童等の表情及び様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

(5) いじめへの対処

教育委員会及び市立小中学校は、事態に応じ適切な措置を講ずる。

- ・ 教職員のいじめ認知への意識を高めることや、様々な状況におかれた児童等への組織的な支援の在り方について理解を深めるために「いじめ対応マニュアル」の周知・徹底を図る。
- ・ いじめに係る通報を受けた場合において、児童等がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応により再発防止に努める。
 - ア いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - イ いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
 - ウ 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童等への指導
- ・ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他関係機関等の協力及び援助を求める。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等との連携を図る。

3 市立小中学校に係る重大事態への対処

重大事態とは...

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

(1) 教育委員会又は市立小中学校による調査等

- ・ 市立小中学校は、重大事態が発生した場合には、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告しなければならない(法第30条第1項)。
- ・ 教育委員会又は市立小中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する(法第28条

第1項)。

- ・ 教育委員会は、市立小中学校が調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う(法第28条第3項)。なお、市立小中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合及び学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会が調査を実施する。
- ・ 教育委員会は、当該調査について必要と認める場合には、「子どものいじめに関する調査委員会」に、重大事態の事実関係調査等を諮問する。
- ・ 教育委員会又は市立小中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・ 教育委員会又は市立小中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申出があった場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書を受取り、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

(注) 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等又は保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ・ 市長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は市立小中学校が行った調査の結果について、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第30条第2項)。
- ・ 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・ 市長は、教育委員会又は市立小中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない(法第30条第3項)。
- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事

態の発生の防止のために必要な措置を講ずる(法第 30 条第 5 項)。

4 学校設置会社が設置する学校に係る重大事態への対処

重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- ・ 市長は、法第 28 条第 1 項の規定により学校設置会社又は学校設置会社の設置する学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第 32 条第 2 項)。
- ・ 市長は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる(法第 32 条第 3 項)。

第 3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

市基本方針の取組の検証・見直し

市は、市基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているか、「子どものいじめに関する審議会」において検証し、必要に応じて見直す。